

# 福岡県公報

平成24年6月22日  
第3405号

## 目次

### 告示(第1108号-第1131号)

○換地を定めない土地の指定	(農村森林整備課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
○特別保護地区の指定の案の縦覧	(自然環境課)	5
○特別保護地区の指定に関する公聴会の開催	(自然環境課)	6
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	6
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	8

○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	8
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	9
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	10
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	11

## 公告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	11
○一般競争入札の実施	(総務事務センター)	13
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	15
○一般競争入札の実施	(総務事務センター)	17
○放射線・放射能に関する福岡県のポータルサイト構築業務に係る提案の募集	(環境保全課)	20

## 選挙管理委員会

○政治団体の設立届	(市町村支援課)	20
○政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	21
○政治団体の解散届	(市町村支援課)	24
○資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	25
○資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	26
○資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	26
○政治団体の平成20年分、平成21年分及び平成22年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)	27
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	39
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数	(市町村支援課)	39
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	39

## 公安委員会

定期発行日 毎週火金曜日  
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号  
 福岡県 総務部行政経営企画課 社 会 式 株 式 有 限 公 司 野 久 印

○指定講習機関の代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) ……………40

# 告示

## 福岡県告示第1108号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業上穂波東地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

従前の土地の表示

市町村	字	地番	地目	地積（平方メートル）
飯塚市	長尾	才平田	329-1	田 895のうち220.9
飯塚市	長尾	山道	1124	田 795のうち220.9

## 福岡県告示第1109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員（メートル）	延長（メートル）
田川	一般国道	322号	前	田川市大字伊加利1569番3先から 田川市大字伊加利1572番8先まで	25.0 ～ 56.0	118.0

	後	田川市大字伊加利1569番3先から 田川市大字伊加利1572番8先まで	23.0 ～ 43.0	118.0
--	---	--	-------------------	-------

## 福岡県告示第1110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員（メートル）	延長（メートル）
朝倉	一般国道	211号	前	朝倉郡東峰村大字福井444番1先から 朝倉郡東峰村大字福井411番1先まで	6.5 ～ 14.6	542.0
			後	朝倉郡東峰村大字福井444番1先から 朝倉郡東峰村大字福井411番1先まで	7.3 ～ 24.0	542.0

## 福岡県告示第1111号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス甘木三輪店

(2) 所在地 福岡県朝倉市甘木字神田2347番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

### 福岡県告示第1112号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年5月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 南畑ダム・五ヶ山ダム・那珂川水源流域ネット

(2) 代表者の氏名

後藤 良助

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫郡那珂川町片縄北3丁目13番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、南畑ダム・五ヶ山ダム・那珂川水源流域の森林・河川等の自然環境を守り、育て、安全で良質な水を次の世代に引き継ぐため、森林の保全・育成事業、河川の保全・美化事業、動植物の保護・育成事業を行い、併せて自然体験事業、木工・農産物の振興事業を行って地域の活性化を図り地域社会に寄与することを目的とする。

### 福岡県告示第1113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	久留米立花線	前	八女市豊福921番1先から 八女市本1317番1先まで	13.2 ～ 29.2	906.4
			後	八女市豊福921番1先から 八女市本1317番1先まで	12.1 ～ 29.2	906.4

### 福岡県告示第1114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年6月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	久留米立花線	八女市豊福959番先から 八女市豊福279番2先まで

### 福岡県告示第1115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	八女春香線	前	田川郡添田町大字野田1854番1先から 田川郡添田町大字添田923番1先まで	9.4 ～ 15.4	191.7
			後	田川郡添田町大字野田1854番1先から 田川郡添田町大字添田923番1先まで	9.4 ～ 31.5	

#### 福岡県告示第1116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年6月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	八女春香線	田川郡添田町大字野田1854番1先から 田川郡添田町大字添田923番1先まで

#### 福岡県告示第1117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	香春田線	前	田川市大字夏吉1770番3先から 田川市大字夏吉1770番3先まで	7.4 ～ 9.5	60.0
			後	田川市大字夏吉1770番3先から 田川市大字夏吉1770番3先まで	8.0 ～ 9.5	

#### 福岡県告示第1118号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年6月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人久留米市手をつなぐ育成会

(2) 代表者の氏名

西村 郁子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市長門石一丁目1番34号久留米市総合福祉センター内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者問題に関する啓発活動及び障害者に対する生活支援事業を行

い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 福岡県告示第1119号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、当該区域に係る住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、福岡県知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 特別保護地区の名称

帆柱山鳥獣保護区特別保護地区

#### 2 特別保護地区の区域

##### (1) 皿倉山～尺岳地区

北九州市のうち、国有林遠賀川森林計画区（以下「国有林」は遠賀川森林計画区。）、3092林班「わ」、「か」、「よ」、「よ1」及び「そ」の各小班、国有林3093林班（「い」小班を除く。）、国有林3094林班（「い」、「ろ」、「ろ1」、「ろ2」、「は」、「と」及び「と1」小班を除く。）、国有林3095林班「そ」、「そ1」、「ね」、「ね1」、「ね2」、「ね3」及び「ね4」の各小班、民有林遠賀川森林計画区（以下「民有林」は遠賀川森林計画区。）608林班「6-1」、「6-2」、「10」から「12」まで及び「40」から「44」までの各小班、民有林609林班「5」、「6」、「7-1」から「7-4」まで、「8」、「9」、「10-1」、「10-2」、「11」、「38-6」、「42-1」から「42-3」まで、「43-1」から「43-13」まで、「44-1」から「44-8」まで、「45-1」から「45-25」まで、「46-1」から「46-4」まで、「47-1」から「47-23」まで、「48-1」及び「49-4」から「49-6」までの各小班、並びにこれらの林班及び林小班に囲まれた区域、北九州市生活環境保全林管理道以南の帆柱ケーブル敷地並びに国有林3088林班、3089林班及び3090林班の境界の交点を起点とし、国有林3090林

班の西側を北方へ進み更に北側を東方へ進み民有林743林班「7」小班の北側を経て奥畑川に至り、同川を下流へ進み黒川に接続し、同川を上流へ進み音滝川に至り、同川を上流へ進み国有林3091林班に至り、同林班の南側を南西へ進み国有林3092林班林班「い」小班へ接続し、同小班の西側を北方へ進み国有林3091林班「る」小班に接続し、同小班の西側を北方へ進み更に北端から南方へ進み国有林3095林班「て」小班に接続し、同小班、「あ1」、「ゆ」及び「す」の各小班の北側を南東へ進み国有林3091林班「う」小班に接続し、同小班の東側を南東へ進み小倉南区と八幡西区との境界線に至り、同境界線を南方へ進み小倉南区と八幡西区及び直方市との境界線分岐点に至り、八幡西区と直方市との境界線を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

##### (2) 河内貯水池地区

北九州市八幡東区のうち、主要地方道北九州小竹線と河内貯水池堰堤の左岸との交点を起点とし、堰堤の右岸へ至り、北九州市道大字大蔵26号線に接続し、同市道を北東へ進み3097林班「ろ4」小班に至り、同小班の西側を南東へ進み「に」小班に接続し、同小班の西側を南西へ進み「へ1」小班の北東端に至り、同小班の東側を南方へ進み「へ」小班に接続し、同小班の東側を南方へ進み「へ1」小班に接続し、同小班の東側を南方及び西方へ進み「へ2」小班へ接続し、同小班の東側を南方へ進み八幡東区と小倉南区の境界線へ至り、更に南西へ進み「へ8」小班に接続し、同小班の東側を南方へ進み更に南側を西方へ進み「へ7」小班に接続し、同小班、「わ」、「る」及び「ぬ」各小班の南側を西方へ進み、更に「ぬ」、「ぬ1」、各小班の西側を北西へ進み市道大字大蔵25号線の猿渡橋の右岸に至り、同橋を経て主要地方道北九州小竹線に接続し、同主要地方道を北西に進み水無橋を経て更に北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

##### (3) 畑貯水池地区

北九州市八幡西区のうち、主要地方道小倉中間線と畑貯水池堰堤の左岸との交点を起点とし、同堰堤の右岸へ至り、市道東石坂町畑町1号線に接続し、同市道を北東及び南東へ進み主要地方道小倉中間線に接続し、同主要地方道を西方に進み起点に至る線によって囲まれた区域

#### 3 特別保護地区の存続期間

平成24年11月15日から平成34年11月14日まで

#### 4 特別保護地区の保護に関する指針の案

##### (1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

##### (2) 特別保護地区の指定目的

九州の最北端部に位置する山地帯であり、ハチクマ（福岡県準絶滅危惧）など山野の鳥の渡りの目標地点、休息地となっている。また、2つの貯水池には、マガモ、カルガモ、コガモを始めとして多数の水鳥が渡来する。

標高差による樹木、草木の種類が豊富であることに加え、特に広葉樹林を多く含み、実や昆虫などの餌が豊富であることから、生息する鳥類の種類数、生息密度が高い。

ミサゴ（環境省準絶滅危惧）、トビ、オオタカ（福岡県準絶滅危惧）、サシバ（福岡県準絶滅危惧）、ハヤブサ（福岡県絶滅危惧Ⅱ類）、アオバズク（福岡県絶滅危惧Ⅱ類）フクロウ、といった生態系ピラミッドの頂点にある猛禽類が生息しており、豊かな生態系が維持されている。

これらのことから、帆柱山鳥獣保護区内でも特に重要な地域であると認められるため、特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものである。

##### (3) 管理方針

ア 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

イ 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

#### 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所

福岡県環境部自然環境課

福岡県京築保健福祉環境事務所環境課

#### 6 縦覧期間

平成24年6月22日から同年7月5日まで

#### 福岡県告示第1120号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により帆柱山鳥獣保護区特別保護地区の指定に関

する公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年福岡県規則第23号）第2条第1項の規定により次のとおり公示する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 日時

平成24年7月13日午前10時から

#### 2 場所

北九州市八幡西区役所 別館大会議室

北九州市八幡西区筒井町15番1号

#### 3 案件

帆柱山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

#### 4 公聴会に関する問い合わせ先

福岡県環境部自然環境課（電話092-643-3367）

#### 福岡県告示第1121号

耳納山麓土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

#### 退任理事

氏名	住所
怡土康男	うきは市吉井町福益217番地1

#### 福岡県告示第1122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営高田東部第2地区土地改良(農業用排水施設整備)事業計画書の写し	平成24年6月22日から 平成24年7月23日まで	みやま市役所

**福岡県告示第1123号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年5月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人大地と人をつなぐ会

(2) 代表者の氏名

井上 隆昭

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目27番22号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域社会やそこで暮らす人々に対して、地域のための過疎対策事業、地域社会に関する研究事業、地域の産業・文化の振興事業、食と農に関する事業等を行うと共に、非営利にて地域活動を推進している個人及び団体に対する支援事業を行い、日本の伝統と地域文化を守り継承し、特色ある地域の産業振興を図ると共に地域社会発展のための提案を行うことにより地域の自立・活性化に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1124号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年5月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人みやこ未来活性化協会

(2) 代表者の氏名

梅本 正

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県京都郡みやこ町勝山松田1206番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県京築地域在住者、および同地域に関心を持つ人々に対して、自然や文化などの地域資源を活かしたまちおこしや観光に関する事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1125号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年5月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人エム・ワイ・ピー

(2) 代表者の氏名

加藤 治

(3) 主たる事務所の所在地

宗像市樟陽台2丁目14番地6

(4) 定款に記載された目的

この法人は、天文普及・情報・文化の拠点である宗像ユリックスプラネタリウムにおいて、宗像市及びその周辺市民に対して、プラネタリウム番組に関する事業、プラネタリウム運営業務に関する事業、天文普及に関する事業を行い、豊かな地域文化の創造に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第1126号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年5月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ついの住まい

(2) 代表者の氏名

稲原 茂延

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糸島市二丈田中25番地7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者や一般市民（特に定年を迎えたシニアの人々）に対して、地域交流や家庭菜園の支援、社会参加・自立支援に関する事業を行い、福祉の増進

を図ると共に地域活性、農村又は山間地域の振興、文化芸術の振興に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第1127号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年6月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ねこの会

(2) 代表者の氏名

高木 静子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県朝倉市杷木若市2997番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある人でも家族や友人とともに地域で暮らすことができるように、障害福祉サービス事業や地域生活を支援する事業を行う。また、障がいのある人と地域住民との交流を図り、障がいのある人への社会の理解を深めるための啓発活動を行うことによって、だれもがいきいきと暮らせる福祉のまちづくりに貢献することを目的とする。

#### 福岡県告示第1128号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年6月22日

## 福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
嘉穂土地改良区	平成24年6月13日

## 福岡県告示第1129号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年6月22日

## 福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
う支14	うきは市地域包括支援センター	うきは市吉井町新治 316	24・4・1	予支援
筑紫地介179	よこやま内科胃腸クリニック	筑紫郡那珂川町片縄北3丁目11-20	24・5・1	居管・予居管
筑紫地介歯6	せき歯科医院	筑紫郡那珂川町仲2丁目1-25	24・5・1	居管・予居管
筑紫介薬67	ひかり薬局	筑紫野市原田2丁目6-18	24・5・1	居管
筑紫介薬73	ベリカン薬局福大筑紫店	筑紫野市俗明院1丁目223-1	24・4・1	居管
京介薬71	ファン薬局吉富店	築上郡吉富町大字広津 295-7	24・5・7	居管・予居管
春居60	福岡徳洲会訪問看護ステーションやよい	春日市桜ヶ丘4丁目23	24・6・1	訪看・予訪看
み居49	訪問看護ステーションすいせん	みやま市高田町濃施 394	19・1・29	訪看・予訪看
直居103	たくみデイサービスセンター別邸	直方市大字植木 520-1	24・5・7	通介・予通介

田居174	ヘルパーステーション光ヶ丘	田川市大字伊田 2566-4	24・5・1	訪介・予訪介
嘉麻居95	天意きょうへるばー田中	嘉麻市上臼井 287-1	24・4・1	訪介・予訪介
嘉麻居96	東ヶ丘デイサービスセンターひばり	嘉麻市漆生 1317-26	24・4・1	通介・予通介
朝倉居54	りんご園デイサービスセンター	朝倉市堤 907-1	24・5・1	通介・予通介
朝倉支25	アップルホームケアプランセンター	朝倉市堤 907-1	24・5・1	居支・予支援
筑支17	ケアプランサービスラポール	筑後市大字西牟田 3985-14	24・5・1	居支
行居90	デイサービスひかりの里	行橋市西宮市1丁目6-25	24・5・1	通介・予通介
行居91	訪問介護ひかりの里	行橋市西宮市1丁目6-25	24・5・1	訪介・予訪介
行居89	通所介護リハビリセンターさずな	行橋市大字今井 1399-1	24・5・1	通介・予通介
小居38	訪問介護ステーションライブリー	小郡市津古 641-16	24・5・11	訪介
宰居60	グリーンコープデイサービスセンター都府楼	太宰府市都府楼南3丁目4-7	24・5・1	通介・予通介
宰支22	グリーンコープケアプランセンター都府楼	太宰府市都府楼南3丁目4-7	24・5・1	居支
糸島地居60	訪問介護ステーションびーす	糸島市二丈福井 2620-1-607	24・3・1	訪介・予訪介
古居53	デイサービスともいき	古賀市千鳥2丁目4-3（ファミリーセト1階）	24・5・1	通介・予通介
粕居116	ライフケア宇美II号館	糟屋郡宇美町大字井野 532-1	24・5・1	通介・予通介
粕居117	あなたのおそばにヘルパーステーション幸	糟屋郡志免町大字吉原 688-1	24・1・1	訪介・予訪介

粕居118	デイホームたから	糟屋郡志免町別府3丁目2-23	24・6・1	通介
福津居40	ショートステイいずみ	福津市上西郷ヤケミドウ 827-2	24・4・1	短生・予短生
宗遠居22	通所介護花美・菜の花	遠賀郡芦屋町花美坂 14-1	24・5・1	通介・予通介
宗遠支8	ケアサービス菜の花	遠賀郡芦屋町花美坂 14-1	24・5・1	居支・予支援
宗遠居23	デイサービス月のうさぎ	遠賀郡水巻町宮尾台 5-13	24・4・1	通介・予通介
宗遠居24	デイサービスセンターであい	遠賀郡岡垣町大字高倉 1087-1	24・5・1	通介・予通介
う支15	原鶴温泉病院ケアプランサービス	うきは市吉井町千年 628	24・6・1	居支
田川居272	短期入所生活介護ライフ	田川郡川崎町大字田原 201-4	24・6・1	短生・予短生
京居114	ヘルパーステーション桃の花	京都郡みやこ町勝山大久保 2362-1	24・5・1	訪介・予訪介
京居115	デイサービスセンター桃の花	京都郡みやこ町勝山大久保 2362-1	24・5・1	通介・予通介
柳居51	小規模多機能型居宅介護事業所おひさま	柳川市三橋町柳河 1042-4	24・4・1	小居・予小居
福津介福3	地域密着型介護老人福祉施設けんじえん	福津市上西郷ヤケミドウ 827-2	24・4・1	地老福
北筑後居2	小規模多機能型居宅介護サービスイマージュ	朝倉郡筑前町野町 1633-5	24・5・1	小居・予小居
田川居273	グループホーム桜木荘	田川郡添田町大字庄 2549-1	24・4・1	認共・予認共
田生介老2	介護老人保健施設明寿苑	田川市大字川宮 1569-2	24・5・1	通り・短療・老保・予通り・予短療
遠居39	恵壽苑でいさびす	遠賀郡岡垣町大字手野 1380-2	24・4・1	通介・予通介

田川居86	愛ネット	田川郡福智町金田 1127-2	24・5・1	訪介・予訪介
-------	------	-----------------	--------	--------

## 福岡県告示第1130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。））第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大居190	中友デイサービス	あさひ	大牟田市大正町2丁目5-12	24・5・1
大居191	訪問ヘルプ中友	ゆうやけ	大牟田市大正町2丁目5-12	24・5・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
京介療6	唐原内科クリニック	築上町吉富町大字広津 291	築上町吉富町大字広津 295-5	24・5・7
直介歯69	まいん歯科医院	直方市大字上境 289-1	直方市大字上境 291-1	24・4・1
大居28	心介ヘルパーステーション	大牟田市不知火町2丁目8-4 不知火町貸事務所 2階	大牟田市天領町1丁目141-2	22・12・1
大支70	心介ケアプランサービス	大牟田市不知火町2丁目8-4	大牟田市天領町1丁目141-2	22・12・1
中居26	ささえ愛ヘルパーサービス	中間市深坂1丁目16-10	中間市朝霧1丁目28-1	24・3・17

中居32	ささえ愛ケア プランセンタ ー	中間市深坂1丁目16- 10	中間市朝霧1丁目28- 1	24・3・17
中居31	ささえ愛デイ サービス	中間市深坂1丁目16- 10	中間市朝霧1丁目28- 1	24・3・17

## 福岡県告示第1131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
み介29	村上整形外科スポーツ クリニック	みやま市高田町江浦 280-1	24・3・31
福岡介歯 92	せき歯科医院	筑紫郡那珂川町大字仲野間田 320-19	24・4・30
直介歯78	おんがの歯科医院	直方市大字感田 2657-5	24・5・20
み介訪2	訪問看護ステーションす いせん	みやま市高田町濃施 394	19・1・28
大支24	くろさき苑地域ケア支援 センター	大牟田市岬 1254-1	24・4・30
朝倉居11	りんご園デイ・サービス センター	朝倉市甘木 1872-1	24・4・30
朝倉支23	アップルホームケアプラ ンセンター	朝倉市甘木 1872-1	24・4・30

公 告

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

- 調達をする物品等又は特定役務の種類  
非接触三次元測定器 1式
- 競争入札参加者の資格
  - 競争入札に参加できない者
    - 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
    - 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
      - 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
      - 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
      - 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
      - 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
      - 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
      - （ア）から（オ）までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
  - 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

### 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

#### (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

#### (2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838

#### (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

#### (4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成24年7月12日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

#### 4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

#### 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

##### (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

## (2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

**公告**

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

非接触三次元測定器 1式

## (2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成24年11月15日（木曜日）

## (4) 入場所

北九州市八幡西区則松3丁目6-1

福岡県工業技術センター機械電子研究所

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

## (1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

## (2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

## (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

## 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

次の条件を満たすこと。

## (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	04	理化学精密機器	AA
05	05	医療機器	AA
05	06	計測機器	AA
05	08	工事製造機器	AA
05	10	光学機器・DPE	AA

## (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

## (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

## (4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明として、仕様申立書を、福岡県工業技術センター機械電子研究所に平成24年7月20日（金曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再

- 生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成24年3月26日23総セ第26600号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）  
FAX 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間  
平成24年6月22日（金曜日）から平成24年7月20日（金曜日）までの県の休日を  
除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所  
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札説明会  
入札説明会は行わないものとする。
- 10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県総務部総務事務センター調達班
- (2) 受領期限  
持参する場合は平成24年8月2日（木曜日）午後4時00分  
郵送する場合は平成24年8月1日（水曜日）
- (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務事務センター入札室（行政南棟1階）

(2) 日時

平成24年8月3日（金曜日）午前11時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつてそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書

面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

#### 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（税込金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がないもの、または日付に記載誤りがある入札

#### 15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Non-contact 3D Measuring System 1set
- (2) Delivery period : By November 15,2012
- (3) Delivery place : Fukuoka Industrial Technology Center Mechanics and Electronics Research Institute, 3-6-1 Norimatsu, Yahatanishi-ku, Kitakyushu City 807-0831, Japan  
Tel 093-691-0260
- (4) Time Limit for Tender  
4:00 P M on August 2, 2012
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan  
Tel 092-643-3092

#### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
LED照明特性評価システム 一式
- 2 競争入札参加者の資格

- (1) 競争入札に参加できない者
- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
    - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
    - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
    - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
  - エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
  - イ 年間売上高
  - ウ 自己資本金
  - エ 流動比率
  - オ 経営年数
  - カ 障害者雇用状況
  - キ 子育て応援宣言登録

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
  - イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
  - ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
  - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
  - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
  - カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
  - キ 役員名簿
  - ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
  - ケ 営業概要表（様式第5号）
  - コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
  - サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
  - シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
  - ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
  - セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
  - ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し  
チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション  
イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）  
ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班  
イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成24年7月12日（木曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

**公告**

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

LED照明特性評価システム 一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年12月14日（金曜日）

(4) 納入場所

北九州市八幡西区則松3丁目6-1  
福岡県工業技術センター機械電子研究所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）  
〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

- 4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	04	理化学精密機器	AA
05	05	医療機器	AA
05	06	計測機器	AA
05	08	工事製造機器	AA
05	10	光学機器・DPE	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明として、仕様申立書を、福岡県工業技術センター機械電子研究所に平成24年7月20日(金曜日)午後3時00分までに提出して承認を受けた者
- なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成24年3月26日23総セ第26600号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
 福岡県総務部総務事務センター調達班(行政南棟1階)  
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)  
 FAX 092-643-3109

- 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付

- (1) 期間

平成24年6月22日(金曜日)から平成24年7月20日(金曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

- (2) 場所

5の部局とする。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

- 10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

- (1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター調達班

- (2) 受領期限

持参する場合は平成24年8月2日(木曜日)午後4時00分

郵送する場合は平成24年8月1日(水曜日)

- (3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

- 11 開札の場所及び日時

- (1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務事務センター入札室(行政南棟1階)

- (2) 日時

平成24年8月3日(金曜日)午後2時00分

- 12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であってそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合であっては別に定める日時、場所において行う。

### 13 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

#### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

### 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（税込金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がないもの、または日付に記載誤りがある入札

### 15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 16 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

### 17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : LED Lighting Evaluation System Iset

(2) Delivery period : By December 13,2012

- (3) Delivery place : Fukuoka Industrial Technology Center Mechanics and Electronics Research Institute, 3 - 6 - 1 Norimatsu, Yahatanishi-ku, Kitakyushu City 807 - 0831, Japan  
Tel 093 - 691 - 0260
- (4) Time Limit for Tender  
4 : 00 P M on August 2 , 2012
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7 - 7 , Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan  
Tel 092 - 643 - 3092

**公告**

次のとおり放射線・放射能に関する福岡県のポータルサイト構築業務に係る提案を募集します。

平成24年6月22日

福岡県知事 小川 洋

1 提案の内容

放射線・放射能に関する福岡県のポータルサイト構築業務に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）

2 提案資格

提案参加に当たっては、国、普通地方公共団体、福岡県の公社等外郭団体においてホームページ構築の実績をもつことを条件とする。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称及び場所

福岡県環境部環境保全課大気係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3360

(2) 提案説明書の交付

ア 期間

この公告の日から平成24年7月4日（水）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

手交

(3) 説明会

ア 日時

平成24年6月27日（水）午前10時00分から午前12時まで

イ 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁 行政棟 南棟3階 環境部会議室

ウ その他

出席者は1者につき3名までとする。

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成24年7月5日（木）午後5時（締切厳守のこと。）

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）

**選挙管理委員会**

**福岡県選挙管理委員会告示第62号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月22日

## 福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成24年4月1日～4月30日

## (1) 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
みんなの党福岡県第1区支部	竹内 今日生	高橋 紀章	福岡市東区舞松原2-11-9	衆議院議員	○	平成24年4月16日

(1団体)

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

## (イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
北崎まさのり後援会	北崎 正則	永野 保男	宗像市上八1969-3	平成24年4月5日
誠生会	田代 和誠	田代 和誠	小郡市小郡2389-31	平成24年4月13日
竹本慶吉後援会	藤川 幸吉	穂坂 庸勝	嘉穂郡桂川町大字土師五区	平成24年4月3日
田代和誠後援会	田代 和誠	田代 和誠	小郡市小郡2389-31	平成24年4月13日
宗像維新の会野本明裕後援会	野本 明裕	野本 明裕	宗像市村山田1124-1	平成24年4月4日

(5団体)

## (ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
竹内ひびき後援会	竹内 今日生	高橋 紀章	福岡市東区舞松原2-11-9	衆議院議員	平成24年4月16日

(1団体)

## (ハ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
竹内ひびき後援会	竹内 今日生	高橋 紀章	福岡市東区舞松原2-11-9	竹内 今日生	衆議院議員	平成24年4月16日

(1団体)

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成24年4月1日～4月30日

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県飯塚市第一支部	主たる事務所の所在地	飯塚市花瀬83-1	飯塚市大字伊川1267-2	平成24年4月5日	平成24年4月10日
	会計責任者	丸田 友好	片瀨 清人		
自由民主党福岡県参議院選挙区第二支部	主たる事務所の所在地	福岡市中央区天神3-8-20 エントリービル1F	福岡市中央区高砂2-8-12 朝野ビル2F	平成24年4月5日	平成24年4月9日
自由民主党福岡県薬剤師会支部	代表者	藤野 哲朗	小田 利郎	平成24年4月9日	平成24年4月9日
民主党北九州市小倉北区支部	会計責任者	原田 薫	川口 しのぶ	平成24年3月23日	平成24年4月2日
みんなの党福岡県第1区支部	主たる事務所の所在地	福岡市博多区博多駅前2-11-27	福岡市東区舞松原2-11-9	平成24年4月27日	平成24年4月27日

(5団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
朝倉医師連盟	会計責任者	星野 芳弘	坂井 邦男	平成24年4月1日	平成24年4月6日
糸島医師連盟	代表者	菊池 正統	進藤 憲文	平成24年4月1日	平成24年4月18日
井上順吾後援会順栄会	会計責任者	藤島 光信	井上 鼎	平成24年4月19日	平成24年4月25日
えとう秀之後援会	会計責任者	丸田 友好	片瀨 清人	平成24年4月5日	平成24年4月10日
大野城ポリテクス	主たる事務所の所在地	大野城市月の浦1-5-33	大野城市南ヶ丘2-1-20-103	平成23年5月1日	平成24年4月2日
大牟田医師連盟	主たる事務所の所在地	大牟田市不知火町3-104大牟田医師会会館内	大牟田市不知火町3-104大牟田医師会会館	平成24年4月1日	平成24年4月4日
	代表者	重藤 紘	蓮澤 浩明		
	会計責任者	安藤 謙治	吉村 壽一		

遠賀・中間医師連盟	代表者	津田 文史朗	堤 成基	平成24年4月1日	平成24年4月3日
	会計責任者	堤 康晴	入江 政男		
北九州市医師連盟	会計責任者	吉田 良	田中 裕	平成24年4月1日	平成24年4月18日
北九州市医師連盟小倉支部	会計責任者	林田 信彦	市吉 裕二	平成24年4月1日	平成24年4月4日
北九州市戸畑区医師連盟	代表者	下河邊 正行	池園 洋	平成24年4月1日	平成24年4月6日
北九州市八幡医師連盟	会計責任者	香西 洋	三浦 直彦	平成24年4月1日	平成24年4月5日
くまさき啓一郎後援会	主たる事務所の所在地	福岡市東区雁の巣1-9-23	福岡市東区名島2-27-23 村山ビル1F	平成24年4月1日	平成24年4月4日
久留米医師連盟	主たる事務所の所在地	久留米市櫛原町45	久留米市櫛原町34	平成24年4月1日	平成24年4月3日
	代表者	北里 誠也	津村 直平		
	会計責任者	植田 省吾	田中 二三郎		
元気な太宰府市をつくる会	主たる事務所の所在地	太宰府市五条2-3-18 コート30-406	太宰府市向佐野1-11-25	平成23年7月1日	平成24年4月2日
	会計責任者	白石 卓也	楫本 茂		
県民を主人公に憲法をくらしに生かす福岡県労連県民の会	代表者	門馬 睦男	土井 善博	平成24年4月13日	平成24年4月13日
	会計責任者	門馬 睦男	土井 善博		
幸福実現党八女後援会	主たる事務所の所在地	八女市国武674-4	八女市津江1136	平成24年4月6日	平成24年4月6日
	代表者	内藤 雅彦	牛島 茂		
秀峰会	会計責任者	丸田 友好	片渕 清人	平成24年4月5日	平成24年4月10日
自由民主党福岡県旅客船支部	会計責任者	河野 由美子	本水 正紀	平成23年6月8日	平成24年4月6日
高森清子とすこやかな未来をつくる会	主たる事務所の所在地	福岡市城南区田島6-2-10	福岡市城南区神松寺1-23-38	平成24年4月2日	平成24年4月2日
	会計責任者	高森 清子	清水 倫子		
田川医師連盟	会計責任者	弓削 啓仁	中越 大士	平成24年4月1日	平成24年4月5日
竹内ひびき後援会	主たる事務所の所在地	福岡市博多区博多駅前2-11-27	福岡市東区舞松原2-11-9	平成24年4月27日	平成24年4月27日
竹本慶吉後援会	会計責任者	穂坂 庸勝	竹本 貞男	平成23年1月1日	平成24年4月3日
筑紫医師連盟	代表者	石橋 正彦	原 文彦	平成24年4月1日	平成24年4月10日
	会計責任者	黒崎 省悟	山野 龍文		
中村りゅう象後援会	会計責任者	吉住 長敏	谷口 一馬	平成24年4月23日	平成24年4月25日
西島英利北九州後援会	会計責任者	吉田 良	田中 裕	平成24年4月1日	平成24年4月18日

白砂青松の会	会計責任者	吉住 長敏	谷口 一馬	平成24年4月23日	平成24年4月25日
原伸一後援会	代表者	進藤 丹治	中川 恒夫	平成24年3月14日	平成24年4月2日
	会計責任者	花岡 知美	進藤 丹治		
原田ひろし後援会	会計責任者	原田 薫	原田 奈穂己	平成24年3月23日	平成24年4月2日
はら哲也後援会	主たる事務所の所在地	鞍手郡鞍手町大字新北82	鞍手郡鞍手町大字新北1035-1	平成24年4月1日	平成24年4月5日
平田しょうき後援会	主たる事務所の所在地	糸島市泊1687-10	前原市大字泊1687-10	平成22年1月1日	平成24年4月2日
福岡県社会福祉政治連盟	会計責任者	細山田 晃	波多江 重則	平成24年4月1日	平成24年4月5日
	主たる事務所の所在地	福岡市博多区麦野5-14-34-302 中村方	福岡市西区生の松原4-3-9 橋本方	平成24年4月1日	平成24年4月23日
福岡県商工会議連盟	会計責任者	中村 仁彦	橋本 洸		
	主たる事務所の所在地	福岡市博多区麦野5-14-34-302 中村方	福岡市西区生の松原4-3-9 橋本方	平成24年4月1日	平成24年4月23日
福岡県商工政治連盟小竹町支部	会計責任者	一滴 隆	山本 賢治	平成24年4月25日	平成24年4月27日
福岡県商工政治連盟みやま支部	会計責任者	久保田 義秋	村上 慎一郎	平成24年4月4日	平成24年4月4日
福岡県中小企業政策推進協議会	会計責任者	江藤 仁章	瓜生 峰昭	平成24年4月20日	平成24年4月23日
福岡県福岡地区税理士政治連盟	代表者	濱崎 光夫	松原 弘明	平成23年6月10日	平成24年4月2日
福岡県藤井基之薬剤師後援会	代表者	藤野 哲朗	小田 利郎	平成24年4月9日	平成24年4月9日
福岡県薬剤師連盟	代表者	藤野 哲朗	小田 利郎	平成24年4月9日	平成24年4月9日
ふくおか市民政治ネットワーク・那珂川	代表者	重松 美枝子	八代 由美	平成24年4月2日	平成24年4月6日
	会計責任者	石橋 恭子	重松 美枝子		
ふくおか市民政治ネットワーク・福岡城南	主たる事務所の所在地	福岡市城南区田島6-2-10	福岡市城南区神松寺1-23-38	平成24年4月2日	平成24年4月2日
	会計責任者	高森 清子	清水 倫子		
豊前築上医師連盟	会計責任者	友尾 靖	野中 史郎	平成24年4月1日	平成24年4月2日
豊志会	会計責任者	丸田 友好	片渕 清人	平成24年4月5日	平成24年4月10日
松山まさじと明日をつくる会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区天神3-8-20-1F	福岡市中央区高砂2-8-12 朝野ビル2F	平成24年4月10日	平成24年4月10日
柳川山門医師連盟	代表者	金子 壽興	川崎 洋	平成24年4月1日	平成24年4月4日

(44 団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 己

受 付 期 間 平成24年4月1日～4月30日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党福岡県第十選挙区支部	平成24年4月17日	平成24年4月27日
自由民主党福岡県福岡市博多区第二支部	平成24年3月31日	平成24年4月24日

(2団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
あべ友子後援会	平成24年3月31日	平成24年4月4日
今本文徳後援会	平成24年4月10日	平成24年4月11日
入江康博後援会事務所	平成23年6月12日	平成24年4月3日
きよた信治後援会	平成24年4月6日	平成24年4月6日
きよた信治の会	平成24年4月6日	平成24年4月6日
さいとう哲也後援会	平成24年3月31日	平成24年4月20日
菅原英修後援会	平成23年12月31日	平成24年4月20日
誠生会	平成23年12月31日	平成24年4月13日
竹本慶吉後援会	平成23年12月31日	平成24年4月3日
田代和誠後援会	平成23年12月31日	平成24年4月13日
本村英幸後援会	平成24年3月31日	平成24年4月2日
山本清後援会	平成24年3月1日	平成24年4月4日
渡辺ゆみと未来をつくる会	平成24年4月19日	平成24年4月19日
渡辺りえと未来に向かう会	平成24年4月19日	平成24年4月19日

(14団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第65号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次の

とおり告示する。

平成24年6月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体 指定の届出を した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
北崎 正則	宗像市議会議員	北崎まさのり後援会	宗像市上八1969-3	北崎 正則	平成24年4月5日	平成24年4月5日
竹内 今日生	衆議院議員	竹内ひびき後援会	福岡市博多区博多駅前2-11-27	竹内 今日生	平成24年4月27日	平成24年4月27日
田代 和誠	小郡市議会議員	誠生会	小郡市小郡2389-31	田代 和誠	平成24年4月13日	平成24年4月13日

(3団体)

#### 福岡県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成24年4月1日～4月30日

資金管理団体届出事項の異動 の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
浅田 大輝	大野城市議会議員	大野城ポリテイクス	主たる事務所の所在地	大野城市月の浦1-5-33	大野城市南ケ丘2-1-20-103	平成23年5月1日	平成24年4月2日
白石 卓也	福岡県議会議員	元気な太宰府市をつくる会	主たる事務所の所在地	太宰府市五条2-3-18 コート30-406	太宰府市向佐野1-11-25	平成23年7月1日	平成24年4月2日
高森 清子	福岡市議会議員	高森清子とすこやかな未来をつくる会	主たる事務所の所在地	福岡市城南区田島6-2-10	福岡市城南区神松寺1-23-38	平成24年4月2日	平成24年4月2日
原 哲也	鞍手町議会議員	はら哲也後援会	主たる事務所の所在地	鞍手郡鞍手町大字新北82	鞍手郡鞍手町大字新北1035-1	平成24年4月1日	平成24年4月5日

(4団体)

#### 福岡県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指

定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成24年4月1日～4月30日

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
今本 文徳	豊前市議会議員	今本文徳後援会	今本 文徳	平成24年4月10日	平成24年4月11日
清田 信治	福岡県議会議員	きよた信治の会	清田 信治	平成24年4月6日	平成24年4月6日
斉藤 哲也	福岡市議会議員	さいとう哲也後援会	斉藤 哲也	平成24年3月31日	平成24年4月20日
田代 和誠	小郡市議会議員	誠生会	田代 和誠	平成23年12月31日	平成24年4月13日
渡邊 由美	福津市議会議員	渡辺ゆみと未来をつくる会	渡邊 由美	平成24年4月19日	平成24年4月19日
渡辺 理恵	福津市議会議員	渡辺りえと未来に向かう会	渡辺 理恵	平成24年4月19日	平成24年4月19日

(6団体)

#### 福岡県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、自由民主党福岡県福岡市南区第二支部及び加地邦雄後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成20年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成21年9月福岡県選挙管理委員会告示第108号）、平成21年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成22年11月福岡県選挙管理委員会告示第148号）及び平成22年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成23年11月福岡県選挙管理委員会告示第122号）の一部を、次のとおり改める。

平成24年6月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

平成20年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県福岡市南区第二支部の項を次のとおり改める。

## 133 自由民主党福岡県福岡市南区第二支部

報告年月日	21.03.23	
1 収入・支出の総額		
(1)収入総額	2,700,000円	
ア 前年繰越額	0円	
イ 本年収入額	2,700,000円	
(2)支出総額	2,700,000円	
(3)翌年への繰越額	0円	
2 収入・支出の内訳		
(1)収入の内訳		
イ 寄附	2,700,000円	
(ア)寄附(政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)	2,700,000円	
b 法人その他の団体からの寄附	2,240,000円	
c 政治団体からの寄附	460,000円	
合計	2,700,000円	
[寄附の内訳]		
b 法人その他の団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
(株)船井財産コンサルティング福岡	200,000円	福岡市中央区
飯倉タクシー(株)	2,040,000円	福岡市早良区
小計	2,240,000円	
c 政治団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
自由民主党福岡県支部連合会	460,000円	福岡市博多区
小計	460,000円	
(2)支出の内訳		
ア 経常経費	1,030,920円	
(ア)人件費	1,030,920円	
イ 政治活動費	1,669,080円	
(オ)寄附・交付金	1,669,080円	
合計	2,700,000円	

平成20年分収支報告書の要旨中、加地邦雄後援会の項を次のとおり改める。

## 127 加地邦雄後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	加地 邦雄	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議	
報告年月日	21.03.23	
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	5,404,651円	
ア 前年繰越額	417,416円	
イ 本年收入額	4,987,235円	
(2) 支出総額	5,253,730円	
(3) 翌年への繰越額	150,921円	
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
イ 寄附	2,269,080円	
(ア) 寄附(政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)	2,269,080円	
c 政治団体からの寄附	2,269,080円	
エ 借入金	2,718,155円	
加地 恵子	2,718,155円	
合計	4,987,235円	
[寄附の内訳]		
c 政治団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
自由民主党福岡県第2選挙区支部	600,000円	福岡市南区
自由民主党福岡県福岡市南区第2支部	1,669,080円	福岡市南区
小計	2,269,080円	
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費	3,044,650円	
(ア) 人件費	1,973,650円	
(エ) 事務所費	1,071,000円	
イ 政治活動費	2,209,080円	
(カ) その他の経費	2,209,080円	
合計	5,253,730円	
3. 資産等の内訳		
(12) 借入金		
(借入先)	(借入残高)	
加地 恵子	14,638,047円	

平成21年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県福岡市南区第二支部の項を次のとおり改める。

## 124 自由民主党福岡県福岡市南区第二支部

報告年月日 22.03.11

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	2,140,000円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	2,140,000円
(2) 支出総額	2,140,000円
(3) 翌年への繰越額	0円

## 2 収入・支出の内訳

## (1) 収入の内訳

イ 寄附	2,040,000円
(ア) 寄附(政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)	2,040,000円
b 法人その他の団体からの寄附	2,040,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	100,000円
自由民主党福岡県支部連合会	100,000円

合計 2,140,000円

## [寄附の内訳]

## b 法人その他の団体からの寄附

(寄附者の名称)

飯倉タクシー(株)

小計

(金額)	(事務所の所在地)
2,040,000円	福岡市早良区
2,040,000円	

## (2) 支出の内訳

ア 経常経費	1,058,160円
(ア) 人件費	1,058,160円
イ 政治活動費	1,081,840円
(オ) 寄附・交付金	1,081,840円

合計 2,140,000円

平成21年分収支報告書の要旨中、加地邦雄後援会の項を次のとおり改める。

## 119 加地邦雄後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	加地 邦雄	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議	
報告年月日	22.03.11	
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額		5,482,761円
ア 前年繰越額		150,921円
イ 本年收入額		5,331,840円
(2) 支出総額		5,375,400円
(3) 翌年への繰越額		107,361円
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
イ 寄附		1,681,840円
(ア) 寄附(政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)		1,681,840円
c 政治団体からの寄附		1,681,840円
エ 借入金		3,650,000円
加地 恵子		3,650,000円
合計		5,331,840円
[寄附の内訳]		
c 政治団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
自由民主党福岡県第2選挙区支部	600,000円	福岡市南区
自由民主党福岡県福岡市南区第2支部	1,081,840円	福岡市南区
小計	1,681,840円	
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費		3,193,560円
(ア) 人件費		1,975,760円
(エ) 事務所費		1,217,800円
イ 政治活動費		2,181,840円
(カ) その他の経費		2,181,840円
合計		5,375,400円
3. 資産等の内訳		
(12) 借入金		
(借入先)	(借入残高)	
加地 恵子	18,315,287円	

平成22年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県福岡市南区第二支部の項を次のとおり改める。

## 127 自由民主党福岡県福岡市南区第二支部

報告年月日	23.02.18	
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	2,440,000円	
ア 前年繰越額	0円	
イ 本年收入額	2,440,000円	
(2) 支出総額	2,440,000円	
(3) 翌年への繰越額	0円	
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
イ 寄附	2,040,000円	
(ア) 寄附(政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)	2,040,000円	
b 法人その他の団体からの寄附	2,040,000円	
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	400,000円	
自由民主党福岡県支部連合会	400,000円	
合計	2,440,000円	
[寄附の内訳]		
b 法人その他の団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
飯倉タクシー(株)	2,040,000円	福岡市早良区
小計	2,040,000円	
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費	1,067,730円	
(ア) 人件費	1,067,730円	
イ 政治活動費	1,372,270円	
(オ) 寄附・交付金	1,372,270円	
合計	2,440,000円	

平成22年分収支報告書の要旨中、加地邦雄後援会の項を次のとおり改める。

## 125 加地邦雄後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	加地 邦雄	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議	
報告年月日	23.02.18	
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	5,579,631円	
ア 前年繰越額	107,361円	
イ 本年收入額	5,472,270円	
(2) 支出総額	5,486,855円	
(3) 翌年への繰越額	92,776円	
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
イ 寄附	1,672,270円	
(ア) 寄附(政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)	1,672,270円	
a 個人からの寄附	300,000円	
c 政治団体からの寄附	1,372,270円	
エ 借入金	3,800,000円	
加地 恵子	3,800,000円	
合計	5,472,270円	
[寄附の内訳]		
a 個人からの寄附		
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
篠原 俊	300,000円	福岡市中央区
小計	300,000円	
c 政治団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
自由民主党福岡県福岡市南区第2支部	1,372,270円	福岡市南区
小計	1,372,270円	
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費	3,314,585円	
(ア) 人件費	2,183,585円	
(エ) 事務所費	1,131,000円	
イ 政治活動費	2,172,270円	
(カ) その他の経費	2,172,270円	
合計	5,486,855円	
3. 資産等の内訳		
(12) 借入金		
(借入先)	(借入残高)	
加地 恵子	22,124,857円	

**福岡県選挙管理委員会告示第69号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成24年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成24年6月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

82,405

**福岡県選挙管理委員会告示第70号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成24年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成24年6月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

753,375

**福岡県選挙管理委員会告示第71号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成24年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成24年6月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	29,603
北九州市小倉北区	49,845
北九州市小倉南区	57,948
北九州市若松区	23,498
北九州市八幡東区	20,237
北九州市八幡西区	70,001
北九州市戸畑区	16,758
福岡市東区	75,993
福岡市博多区	56,530
福岡市中央区	47,993
福岡市南区	66,696
福岡市城南区	32,942
福岡市早良区	56,172
福岡市西区	50,879
大牟田市	34,740
久留米市	81,345
直方市	16,086
飯塚市・嘉穂郡	39,887
田川市	13,842
柳川市	19,559
八女市	11,257
筑後市	12,979
大川市・三潞郡	14,232
行橋市	19,605
中間市	12,542
小郡市・三井郡	19,758
筑紫野市	26,937
春日市	28,540

大野城市	25,262
宗像市	26,009
太宰府市	18,924
古賀市	15,648
福津市	15,485
うきは市	8,779
宮若市・鞍手郡	15,664
嘉麻市	12,015
朝倉市・朝倉郡	24,426
みやま市	11,490
前原市・糸島郡	26,936
筑紫郡	12,848
糟屋郡	57,113
遠賀郡	26,599
八女郡	13,108
田川郡	23,862
京都郡	15,548
築上郡・豊前市	17,313

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第179号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成24年6月22日

福岡県公安委員会

表中

うきは市立自動車学校 うきは市浮羽町浮羽469-1 怡土康男	うきは市立自動車学校 うきは市浮羽町浮羽469-1
--------------------------------------	------------------------------

を

うきは市立自動車学校 うきは市浮羽町浮羽469-1 鎌田康秀	うきは市立自動車学校 うきは市浮羽町浮羽469-1
--------------------------------------	------------------------------

に改める。